

高槻市公告第299号

マンホールトイレ用上部構造物ほか1点の購入に係る制限付一般競争入札募集要項 (郵便入札)

高槻市が発注する物品購入について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号。以下「財務規則」という。）第94条の規定により公告します。

令和8年10月2日

高槻市長 濱田 剛史

1 入札対象物品

- (1) 案 件 名 マンホールトイレ用上部構造物ほか1点の購入
- (2) 数量、仕様等 仕様書に記載のとおり
- (3) 納 入 期 限 令和9年3月31日

2 応募（入札参加申請）の資格要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の令和8年度入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されており、取引希望品目において、第一希望又は第二希望で16A「消防機器・消火器」、16B「防災用品」又は16Z「その他」に登録されている者であること。
- (3) 高槻市物品売買業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

3 質問及び回答

- (1) 受 付 期 間 令和8年10月2日(金)から令和8年10月15日(木)
午後3時00分まで **(契約検査課必着)**
- (2) 問 合 せ 方 法 高槻市ホームページ（マンホールトイレ用上部構造物ほか1点の購入に係る制限付一般競争入札について：以下同）に掲載の質問

書（様式第5号）により、FAXを用いて行うこと。

（送付先は末尾記載）

※送信後、質問書を送信した旨を、契約検査課へ必ず電話にて連絡すること。

- (3) 回答の方法 令和8年10月16日(金)中に、高槻市ホームページにて質問への回答を公開する。

4 応募（入札参加申請）及び入札書の提出

入札参加を希望する者は、応募（入札参加申請）の資格要件を満たすことを確認のうえ、提出必要書類及び入札書を次に掲げる方法により全て提出すること。

(1) 提出書類

- ・ 入札書（様式第6号）
- ・ 制限付一般競争入札参加申請書（様式第1号）

※書類は、高槻市ホームページからダウンロードすること

- (2) 提出期間 令和8年10月2日(金)から令和8年10月21日(水)まで
(契約検査課必着)

※入札書以外の送付書類については上記期間内であれば提出書類の補正は可とする。**(入札書は書換え、引換え又は撤回することができない。)**

- (3) 提出方法 ・ 全提出書類を『一般書留』又は『簡易書留』にて郵送

※「普通郵便」、「特定記録郵便」などで入札書を郵送した場合、その入札は「無効」となる。

- ・ 内封筒及び外封筒の二重封筒とし、内封筒に入札書を、外封筒にその他の応募書類を封入しなければならない。

※内封筒及び外封筒の記載・押印内容は（別紙1）「内封筒記入例」・（別紙2）「外封筒記入例」のとおり。

- (4) 提出先 〒569-0067

高槻市桃園町2-1

高槻市役所本館4階 契約検査課

(5) その他

ア 送付書類は、理由の如何を問わず返却しない。

イ 申請書に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

ウ 送付に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

5 入札参加資格の確認及び通知

提出書類等を審査した後、参加資格確認通知書（様式第2号）を令和8年10月22日（木）付けで申請者宛てに郵便及び電子メールで送付する。

なお、当該通知で資格を有するとされた者であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

6 無効の入札

入札書については、財務規則第100条第5項各号に掲げるもののほか、次に該当する入札は無効とする。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 上記 4 (3) に示す郵送の方法によらないもの
- (2) 提出期間を過ぎて到着したもの
- (3) 入札書が同封されていないもの
- (4) 入札に参加する資格のない者のしたもの。なお、当初入札参加資格がある旨を確認された者であっても、入札時点において資格を喪失した者の入札は無効とする。
- (5) 入札書の記載内容又は押印が、本市へ届出のある入札参加資格承認申請書と同一性が確認できないもの
- (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確なもの
- (7) 郵便入札用封筒（内封筒・外封筒）に、入札参加者の所在地・商号又は名称・入札日及び件名の記載がないもの並びに件名が確認できないもの
- (8) 郵便入札用封筒（内封筒・外封筒）に記載の入札参加者の所在地・商号又は名称及び件名と、同封された入札書の入札参加者の記名及び件名の同一性が確認できないもの
- (9) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの
- (10) 入札金額を訂正したもの
- (11) 高槻市ホームページに掲載の様式第6号以外の入札書を使用したもの
- (12) その他、入札に関する条件に違反したもの

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札は、財務規則、高槻市競争入札心得（以下「入札心得」という。）の規定に従い行うこと。
- (2) 課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もる契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 最低額の同額入札があった場合に備え、入札書には入札金額とは別に、任意の3桁の数字をあらかじめくじ番号欄に記載しておくこと。くじ番号の記載がない場合又は判別ができない場合は、くじ番号を「0」とする。
- (4) 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

- (5) 入札書は、高槻市ホームページに掲載の様式第6号を使用すること。この様式以外での入札は、無効とする。
- (6) 入札保証金は、納付を免除された場合を除き、見積もる契約金額の3%相当額以上の金額を納入すること。
- (7) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。この場合において、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、単価契約については、この限りではない。
- (8) 契約書の「契約金額」欄には、上記(7)の金額を記載する。また、「消費税等相当額」欄には、課税業者の場合には消費税等額を、免税業者の場合には消費税等相当額をそれぞれ記載する。
- (9) 契約保証金は、納付を免除された場合を除き、契約金額の5%相当額以上の金額を納付すること。
- (10) 免税業者については、その旨、契約検査課長に届け出ること。
- (11) 入札回数は1回とする。
- (12) 提出期間までに到着した郵便入札用封筒の数が1者に満たない場合は、不成立とする。
- (13) 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、事前に入札辞退届を提出しなければならない。
- (14) 入札参加者は、開札を傍聴することができる。傍聴を希望する場合は、契約担当課の入札担当職員に申し出ること。

8 開札の立会い

- (1) 開札にあたっては、本案件の入札者の中からあらかじめ2者を入札立会人として選定し、通知する。
- (2) 選任された立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することは出来ない。
- (3) 選任された立会人が開札に立ち会わない場合など立会人が2者に満たない場合は、入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて開札を行う。

9 開札の方法、日時

- (1) 開札日は、次のとおりとする。
 - ア 開札日時 令和8年10月28日(水) 午後3時から
 - イ 開札会場 高槻市役所 本館4階 入札室
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- (3) 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときには、当該入札をした者があらかじめ入札書に記載した3桁の番号（以下「くじ番号」という。）等により、別に定める方法により落札者を決定する。（別紙3「落札者の決定方法について」）この場合において、入札書にくじ番号の記載がない場合又は判別ができない場合は、くじ番号を「0」とする。

10 落札の通知

本郵便入札により落札者を決定したときは、速やかに当該落札者を含めた入札参加者に入札結果を電子メール等により連絡する。

11 入札保証金 財務規則第99条第3号により免除

12 契約保証金 要（契約金額の5%相当額以上）

※財務規則の定めるところにより、納付が免除となる場合がある。

13 前払金 無

14 部分払 無

15 契約条項を示す場所及び期間

高槻市ホームページに掲載。また、契約検査課窓口に令和8年10月28日(水)まで掲出。

16 契約書作成の要否 要

17 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、財務規則、入札心得、契約条項、仕様書、その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

18 その他

上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

19 問い合わせ先

高槻市 総務部 契約検査課（担当 平野）

TEL：072-674-7501

FAX：072-674-2198